欧州特許庁（EPO）審判部、請求項の解釈における明細書及び図面の参酌の程度とその解釈に基づいた主題の追加の判断について拡大審判部に付託

２０２６年６月９日
JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

EPO審判部は、2026年6月3日、請求項の解釈において明細書及び図面の記載をどの程度参酌して良いか（質問 2a, 2b）、そして、明細書及び図面の記載を参酌して限定的に解釈された請求項に基づいて主題の追加の有無を検討してよいか（質問 3a, 3b）、について拡大審判部に付託した旨、ニュースリリースに公表した。

技術審判合議体は、中間審決 T873/24 により、拡大審判部（G1/26）に以下の質問を付託した。

（質問の参考仮訳）

1　もし、付託を行う合議体が係属中の事件の文脈から法的問題が生じていることを示し、当該手続きの状況において、その問題を検討してから次に事件について判断することが合議体にとって合理的であるならば、EPC 第 112 条(1)の目的のために決定が「必要」とされるか。（参考：4.3 の説明によると、審判部として進歩性等のその他の特許要件を判断する前に、拡大審判部に本問題点の質問を付託しても良いか、ということ。）

2(a)　請求項が発明の特許性を評価するための出発点であり基礎であるという事実は、明細書や図面のみに開示された特徴を特許された請求項の意味に含めるように読むことを一般的に排除するか、特にそれが請求項で用いられる用語の限定的な解釈につながる場合。

2(b)　質問 2(a)への回答が no の場合、請求項の解釈は請求項を読むことと明細書及び図面を参酌することとの双方からなる統一的なプロセスの結果であるのか、そして、特許性を評価するための出発的であり基礎である請求項は、特許全体から導かれ得るが請求項に用いられる用語の一般的な技術的理解と明らかに矛盾する解釈のみを排除するか。

3(a)　EPC 第 123 条(2)への適合性を評価する場合において、請求項に用いられる用語は、請求項のみに基づいて当業者にとって技術的に意味を成すすべての解釈に照らして評価されなければならないか。

3(b)　質問 3(a)への回答が no の場合、特許明細書の全体の背景から確立される請求項の主題の解釈だけが、出願時の願書から直接かつ一義的に導かれることで十分であるか。

中間審決 T873/24 によると、事件の概要は次のとおりである。

独立請求項 1 には、構成要素 F1.3「窒素に対するチタンの割合は 3.42 以上」が記載されているが（III)、何の割合であるのか特定されていない。明細書には、重量比割合であることが記載されている。(なお、本願は分割出願であるところ、原出願の下位請求項の同様の発明特定事項を有する請求項では重量比割合であることが特定されていた。)

異議申立人は、構成要素 F1.3 は重量比割合であることが特定されておらず、出願時にサポートされたものではないので、主題の追加に当たると主張した（VI)。異議申立人は、当業者が見ればモル比による特定をも含むものと主張した（1.2.1)。

審判部は、請求項を解釈する際に明細書をどの程度参酌するかについて、判例からは 3 つのアプローチがあるが、何れを採用するかにより、次のように判断が分かれると検討した。

- 当業者を定義するためだけに明細書を参照するというアプローチの場合、当業者がモル比で請求項 1 の記載を解釈する場合も含まれるので、請求項 1 は主題の追加を導入するものである（3.1)。
- 明細書によって請求項は拡大も減縮もされないというアプローチの場合、請求項 1 の（限定されていない）オープンな比率はモル比を含むことになるので、主題の追加を導入するものである（3.2)。
- 明細書によって請求項は拡大も縮小もされるというアプローチの場合、明細書には重量比しか開示されていないので、請求項 1 は重量比を意味するものと限定的に解釈され、EPC 第 123 条(2)の要件を満たすもの（補正は主題を追加していない）である（3.3)。

審判部は、いずれのアプローチを取れば良いか、そのアプローチによる請求項の解釈で主題の追加の判断をして良いか、といった点から上記質問 2 及び質問 3 を付託した。

本件は、EPC 第 123 条(2)にて、いわゆるゴールドスタンダードと呼ばれる EPO の厳格な補正要件に影響を与え得るものであり（特に、3 点目のアプローチが採用される場合)、今後も注視が必要である。

なお、本件の背景には、昨年出された拡大審判部審決 G1/24 が「特許性（EPC 第 52 条から第 57 条)」の判断において請求項の解釈の際に常に明細書及び図面を参酌すべきことを明確化したという流れがある。しかしながら、EPC 第 123 条(2)は形式要件であり、厳密には同決定の直接の対象ではない。このため、G1/24 で確立された請求項の解釈の枠組みが、主題の追加の判断（EPC 第 123 条(2)）にも及ぶのか否か、すなわち当該解釈論が異なる法領域に「波及」するかが、本付託の本質的な争点となっていると考えられる。

＜参考：欧州特許条約＞
第 112 条 拡大審判部の審決又は意見
(1) 法律の一様の適用を確保するために，又は重要な法律問題が生じた場合は，
(a) 審判部は，事件についての手続が係属中に自ら又は審判手続の当事者の請求により，上記目的のために審決を必要とすると認める場合は，問題を拡大審判部に付託する。審判部が請求を却下した場合は，審判部は，最終審決において却下の理由を示す。
(b) 欧州特許庁長官は，2 の審判部が法律問題について異なる決定をした場合は，拡大審判部にその問題を付託することができる。
(2) 略
(3) 略

第 123 条 補正
(1) 略
(2) 欧州特許出願又は欧州特許は，出願時における出願内容を超える対象を含めるように補正してはならない。
(3) 略

－EPO のニュースリリース等は、以下参照 －
（ニュースリリース）
https://www.epo.org/en/case-law-appeals/communications/referral-enlarged-board-appeal-g-126-coated-steel-strips

－請求項の解釈における明細書及び図面の参酌に関する欧州知的財産ニュース等は、以下参照－

- 欧州特許庁（EPO）審判部、クレームの解釈における明細書及び図面の参酌についての拡大審判部審決を公表（2025 年 6 月 26 日）（PDF）

（以上）